

議会運営委員会協議事項

令和8年8月27日（木）

午前10時

会場：議事堂大会議室

1. 令和8年第3回定例会について

①会期日程について

②一般質問について

③議案の付託について

④請願の取扱いについて

⑤初日の議事日程について

⑥その他

2. その他

①令和8年度第1回市民との意見交換会の回答について

②議会ハラスメント条例について

③補欠当選議員への政務活動費の交付について

④その他

令和 8 年第 3 回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	9月2日	水	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（長塚・染谷・久保田議員）
2	9月3日	木	本会議	午前10時	一般質問（古谷・鈴木・佐藤・杉山議員）
3	9月4日	金	本会議	午前10時	一般質問（岡口・金澤・本田・遠山・落合議員）
4	9月5日	土	休会		
5	9月6日	日	休会		
6	9月7日	月	本会議	午前10時	一般質問（根岸・赤羽・海東・加増・佐野議員）
7	9月8日	火	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	9月9日	水	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	9月10日	木	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	9月11日	金	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	9月12日	土	休会		
12	9月13日	日	休会		
13	9月14日	月	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査常任委員会
14	9月15日	火	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査常任委員会
15	9月16日	水	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査常任委員会
16	9月17日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
17	9月18日	金	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

令和8年第3回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	9月1日	火	一般質問資料提出 前日17時		
1	9月2日	水	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3 枠）
2	9月3日	木	本会議	午前10時	一般質問（6 枠） ～13時 会派提出
3	9月4日	金	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
4	9月5日	土	休会		本会議（一般会計） ・ 令和8年度 補正予算2号 ・ 令和7年度 決算認定 総務 補正予算2号（所管分） 議案外質疑・ 福祉 補正予算2号（所管分） 議案外質疑・ 建設 補正予算2号（所管分） 議案外質疑・
5	9月6日	日	休会		
6	9月7日	月	本会議	午前10時	
7	9月8日	火	本会議	午前10時	
8	9月9日	水	委員会	午前10時	
9	9月10日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会 ～13時 議員提出 福祉厚生常任委員会 ～13時 議員提出 ～12時 委員へ送信
10	9月11日	金	委員会	午前10時	建設経済常任委員会 ～13時 議員提出
11	9月12日	土	休会		予算・決算常任 令和7年度決算認定（14日審査分）
12	9月13日	日	休会		
13	9月14日	月	委員会	午前9時	
14	9月15日	火	委員会	午前9時	
15	9月16日	水	委員会	午後1時	
16	9月17日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
17	9月18日	金	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

一般質問発言順序決定表

令和8年第3回定例会

一般質問1日目 9月2日（水） 議案上程後予定		一般質問2日目 9月3日（木） 10時開議予定		一般質問3日目 9月4日（金） 10時開議予定		一般質問4日目 9月7日（月） 10時開議予定	
質問 順位	質 問 者	質問 順位	質 問 者	質問 順位	質 問 者	質問 順位	質 問 者
1	長塚	1	古谷	1	岡口	1	根岸
2	染谷	2	鈴木	2	金澤	2	赤羽
3	久保田	3	佐藤	3	本田	3	海東
		4	杉山	4	遠山	4	加増
				5	落合	5	佐野

一般質問発言通告事項一覧表

9月2日(水)

令和8年第3回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	長塚美雪 議員	子ども・若者への切れ目のない支援の充実について	1 小学生の多様な学びの場・居場所の確保 2 義務教育終了後の15歳以降の若者とのつながり及び支援体制	市長 教育長
		生成AIを活用した持続可能な自治体経営について	1 予算編成・査定業務への活用 2 事業評価・政策立案への活用	市長
2	染谷和博 議員	障がい児家族の外出応援について	1 重度の障がい児とその家族が外出する際の支援として、交通費やチケット代といった費用の補助	市長
		夏休み中の子どもの暑さ対策と食支援について	1 「子どもが安心して涼しく過ごせる居場所の確保」と「食支援」	市長 教育長
		太陽光発電、データセンター設置条例について	1 景観の悪化や光害、膨大なエネルギー消費とインフラへの負荷	市長
		災害時の対策について	1 災害時における応援職員の受入れ体制（災害時の人的受援計画） 2 逃げ地図ワークショップ	市長
3	久保田真澄 議員	高齢者福祉について	1 身寄りのない高齢者等へのサポート (1) 現状の把握と課題 (2) デジタル技術（ICT）や民間サービスを活用した見守りの推進	市長
		「父親の産後うつ」について	1 本市における「父親の産後うつ」に対する認識。現在の相談支援実績 2 母親だけでなく、父親のメンタルヘルスも併せて確認する仕組みがあるか 3 父親が孤立せず悩みを吐き出せるコミュニティや相談窓口の周知	市長
		外来生物の駆除について	1 本市における生息・被害状況の現状認識 2 機材の整備、今後の拡充予定 3 空き家に住み着いた外来生物の捕獲	市長

9月3日(木)

令和8年第3回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	古谷貴子 議員	高齢者肺炎球菌結合 型ワクチンの接種拡 大と助成拡大につい て	1 定期接種の接種率 2 制度の狭間にある高齢者に対する市の対 応 3 助成事業の実施	市長
		ピンクリボン運動の 推進について	1 乳がん検診の現状の課題と検診率の把握 2 乳がん検診の啓発と環境整備	市長
5	鈴木三男 議員	ふるさと取手応援寄 附金について	1 これまでの経緯 2 ホームページを通して返礼品提供事業者 を募集しているが、最近の新たな返礼品は 3 ポータルサイトの拡充の取組状況 4 ポータルサイトへの委託料 5 市民が他自治体に寄附したことによる市 民税控除額 6 市民税控除額の普通交付税への影響	市長
		稲築堤工事について	1 今回の工事の概要 2 盛土に使う土はどこから運ぶのか、運搬に 伴う市道への影響は 3 樋管の改修工事 4 樋管部分の堤防かさ上げと今後の工事見 通しは	市長
6	佐藤隆治 議員	デマンド型交通導入 に向けた実証運行事 業について	1 事業導入の背景となった経緯と目的 2 実証運行の実施計画 3 取手市の地域公共交通の将来全体像	市長
		コミュニティ・スク ールについて	1 コミュニティ・スクールの進捗状況 2 学校運営協議会の開催状況 3 地域学校協働活動の実施状況 4 今後の展開	教育長
7	杉山尊宣 議員	障がいのある方やそ の家族への情報提供 について	1 情報提供の現状と課題 2 情報アクセシビリティの向上 3 障害福祉サービス及び事業所情報の提供 4 今後の取組	市長
		学校を応援するふる さと納税制度の創設 について	1 現状 2 先進自治体の状況 3 制度上の課題 4 制度実施の可能性	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
8	岡口すみえ 議員	旧戸頭西小学校体育館の利活用について ―戸頭地域の新たなスポーツ・交流拠点を目指して―	1 井野体育館の整備・活用事例とその効果 2 旧戸頭西小学校体育館の現状と、スポーツ・交流拠点としての利活用 3 地域住民の声を聴く機会の確保 4 戸頭地域の新たなスポーツ・交流拠点としての整備に向けた今後の取組	市長 教育長
		健康寿命の延伸に向けた介護予防の推進 ―いつまでも元気に暮らせる取手市を目指して―	1 介護予防事業の現状と参加状況 2 介護予防への「参加したくなるきっかけづくり」 3 地域主体の介護予防活動への支援 4 健康寿命の延伸に向けた今後の介護予防	市長
		eスポーツを活用した多世代交流と地域づくりについて ―子どもから高齢者まで、新しい「つながり」をつくるまちづくり―	1 eスポーツの活用に対する市の認識 2 子ども・若者の居場所づくりと学びへの活用 3 eスポーツを活用した多世代交流と地域コミュニティづくり 4 eスポーツを活用した地域活性化・産業振興 5 今後のeスポーツ活用の方向性	市長 教育長
		次期総合計画「とりで未来創造プラン2028」における若者参画の推進について ―若者の声を、取手の未来の政策へ―	1 現在の若者参画の取組と、若者の意見の政策への反映 2 「とりで未来創造プラン2028」の策定における、若者の意見の反映 3 若者を政策形成の担い手として位置づける取組 4 若者とともにつくる取手の未来に向けた、市の考え	市長
9	金澤克仁 議員	取手駅西口A街区の再開発と複合公共施設整備について	1 進捗状況 2 今後の予定 3 まちづくりの考え方	市長
		避難所における水の確保について	1 現状 2 課題 3 今後の予定	市長 教育長

10	本田和成 議 員	大地震時の防災について	1 生活用水の確保 2 大地震防災訓練 (1) 避難所開設訓練 (2) 発災対応型訓練 3 災害関連死の防止 4 木造建築の耐震化	市 長
		環境への取組について	1 本市の緑化 (1) 緑化 (2) 街路樹 2 市民への意識向上 (1) 自然環境に対する意識 (2) ごみ減量・分別に対する意識	市 長

1 1	遠山智恵子 議員	防災問題（藤代地域の 水害時の対応策） について	1 阪神淡路大震災を機に、基本概念『自助・共助・公助』の重要性が示され、とりわけ藤代地域の大雨予報時に限っては「避難所は開設しない」としているが、市民への説明啓発が必要と考える。答弁を求める 2 千葉豪雨等の教訓 3 避難行動要支援者 4 近隣自治体との協定が報告されているが、具体的に避難先となる場所・施設の提示	市長
		公務・公共サービスの 担い手である自治体 職員の在り方等について	1 災害時はもちろん、多様な市民要望や各計画策定等から職員の増員・配置状況を問う 2 同時に自治体職員として専門性が求められる。有資格職員の状況と今後の方針を問う 3 会計年度任用職員要求アンケート	市長 教育長
		農業支援について	1 今年の米価事情に対する市の取組について、国が示す「食料安全保障の確保」との整合性を問う 2 農業従事者の高齢化が進む中で、まさに後継者問題は深刻な課題であり、市は現状をどう把握し、どう見ているのか。課題解決策を問う 3 国の「みどりの食料システム戦略」の中で有機農業を進め、県内でも取り組む市町村が増えている。取手市の方針と今後の取組を改めて問う	市長
		新川新堀問題について	1 環境保全の観点から現地改善に向けての工程表 2 搬入路として新堀埋立地の土壌調査を行い、地元の不安解消を求める。答弁を	市長
1 2	落合信太郎 議員	聞き取り困難症・聴 覚情報処理障害（L i D／APD）につ いて	1 市における市民、職員への認識 2 行政窓口などの環境整備 3 学校現場における適切な理解と配慮 4 軽度・中等度補聴器購入費等の助成 5 周知啓発	市長 教育長
		障がい者の日常生 活への援助につい て	1 日常生活用具の給付	市長

9月7日（月）

令和8年第3回定例会

質問 順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
13	根岸裕美子 議 員	産後ケア事業について	1 令和7年第3回定例会質問後の改善点 2 改善後の利用状況 3 おむつ定期便との連携 4 今後の検討課題	市 長
		デマンド型交通導入に向けた実証実験について	1 実証実験の概要 2 周知方法 3 効果検証	市 長
		思いやり収集について	1 事業概要 2 ごみ分別の課題とごみ出しの課題	市 長
14	赤羽直一 議 員	各給付金や支援金等の給付方法の検討について	1 昨年度の物価高騰対策商品券事業の市民の反応は 2 今後も色々な形で給付事業が行われると思うが、どのような検討をしているか	市 長
15	海東一弘 議 員	児童生徒の自殺予防に係る取組について	1 自殺予防教育の理念、方針等 2 自殺者増加の所見 3 通知等における取組、対応 （1）学校における早期発見に向けた方策 （2）教育相談体制の構築や学校を中心とした組織的な対応 （3）自殺予防教育の実施と相談窓口の周知 （4）保護者に対する家庭における見守り促進 （5）学校内外における見守り活動 （6）ネットパトロールの強化 4 自殺予防週間、9月度の学校における取組 5 法改正による学校における取組	教 育 長

16	加増充子 議 員	取手市2大開発について	1 西口開発 (1) 参加地権者の減少、経済変動の影響など、見通しのない再開発事業は白紙に戻すこと (2) 図書館を核とする複合施設計画 ①地方教育行政法第21条（教育委員会の職務権限） ②住民への説明と取手市の責任を問う 2 桑原開発 (1) 業務代行優先権者辞退で、行き詰まる桑原開発地権者・市民への情報公開を (2) イオン事業協力者撤退、業務代行優先権者の辞退など、一連の事態に市の責任は (3) 区画整理事業の規模を縮小し、農業継続か市街化への転用か、市は地権者の思いに寄り添った計画に見直しすべき	市長 教 育 長
		空き家対策について	1 空き家の現状について市の受け止めを伺う 2 令和7年7月から9月にかけての実態調査から見て管理不全状態の空き家に対する市の対応策を伺う (1) 管理不全空き家の実態 (2) 所有者不明空き家の実態 3 空き家等対策 (1) 空き家等の発生抑制・予防とは (2) 管理不全の空き家等の解消とは (3) 空き家等の利活用の促進とは 4 空き家バンク制度導入を	市長
17	佐野太一 議 員	災害関連死対策と在宅・車中避難者への支援について	1 在宅・車中避難者の把握と、災害関連死につながる心身の健康悪化を防ぐ取組 2 在宅・車中避難者への物資・情報の提供 3 車中避難場所の確保と避難者の誘導	市長
		救命の取組とAEDの利用環境について	1 応急手当の普及啓発と救命行動につなげる取組 2 AEDをいつでも使用できる環境整備	市長
		部活動の地域展開と教職員負担について	1 地域展開による教職員負担の現状と、教職員アンケートを踏まえた検証 2 兼職兼業を行う教員の意思確認と、負担を把握する仕組み	教 育 長

議 案 付 託 表

令和8年第3回定例会

○総務文教常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第41号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第45号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）
認 定 第 7 号	令和7年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について

○福祉厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第42号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
議案第45号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）
議案第47号	令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第48号	令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第49号	令和8年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
認 定 第 3 号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認 定 第 4 号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認 定 第 5 号	令和7年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

○建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
議案第43号	市道路線の認定について
議案第44号	市道路線の変更について
議案第45号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）
議案第46号	令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
認 定 第 2 号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認 定 第 6 号	令和7年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

○一般会計予算・決算審査常任委員会

事 件 の 番 号	件 名
認 定 第 1 号	令和7年度取手市一般会計決算の認定について

請 願 文 書 表

令和 8 年第 3 回定例会

受付 番号	受 付 月 日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
16	7/22	教職員定数改善と義務教育 費国庫負担制度堅持のため の政府予算に係る意見書採 択を求める請願	茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F 茨城県教職員組合 井坂 功一 ほかに 277 人 (関川 翔)	総務文教

請願 第16号

受付 令和8年7月22日

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

紹介議員 関 川 翔

・請願趣旨

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
上記内容について、政府への意見書の提出を求めます。
以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和8年7月22日

請願者代表

住所 茨城県水戸市笠原町 978-46

茨城教育会館 2F

氏名 茨城県教職員組合

井坂 功一 ほかに277人

取手市議会議長 殿

令和8年第3回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年9月2日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第41号 取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第43号 市道路線の認定について

議案第44号 市道路線の変更について

日程第5 議案第45号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）

議案第46号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和8年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 報告第7号 令和7年度取手市健全化判断比率について

日程第7 認定第1号 令和7年度取手市一般会計決算の認定について

認定第2号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第3号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第4号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第5号 令和7年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

認定第6号 令和7年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認定第7号 令和7年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について

日程第8 同意案第3号 取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 請願第16号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第11 市政に関する一般質問

①長塚 美雪 議員

②染谷 和博 議員

③久保田真澄 議員

【議会運営委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	市政を動かすための行動変革が必要。意見交換会の回答は、「いつもしっかりやっている」ことを言及するだけ、進歩がない。市民側も文句を言うだけで、当事者として行動する人は少ない。どうしたら本当に市政を動かせるのか、市民も議員も、もっと真剣に取り組む必要がある。	現在の意見交換会が、市民の皆様との間で真の議論や行動変革につながっていないというご指摘は、議会としても重く受け止めております。「いつもどおり」の維持ではなく、一歩踏み込んだ対話の場にするための改革が必要です。 市政の発展には、議員が真摯に課題に向き合うことはもちろん、市民の皆様が当事者として主体的に関わってくださることが不可欠です。今後は、単なる要望の場にとどまらず、双方が知恵を出し合えるよう引き続き努めてまいります。 議会が市民の真の代表として皆さまの御期待に応えられるよう、今後とも率直なご意見と積極的なご参加をお願い申し上げます。

議会ハラスメント条例の検討資料

1 議会におけるハラスメント条例の主な構成

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 議長・議員の責務
- (4) 相談窓口・相談員
- (5) 事実関係の把握
- (6) 調査機関の設置・運営
- (7) 公表等の措置
- (8) 研修
- (9) プライバシーの保護

2 条例化に向けて協議すべき論点

論点 1：条例の目的と基本理念の明確化

1 条例の目的をどこに置くか？

(例示)

- ・ハラスメントの「防止」・「根絶」
- ・住民から信頼される品格ある議会の実現
- ・住民の政治参画の推進に寄与
- ・議員及び職員が尊重された職場環境の確立

2 「前文」を規定するか？

(前文を規定している市議会)

開成町議会、柏市議会、諏訪市議会など

※前文＝法律では、制定の背景、理念、決意等を述べる文章を置くことがある。条例でも、必須ではないが、自治体としての基本理念や政策意図を強調したいときに、置くことがある。

論点 2：ハラスメントの定義と種類

条例にハラスメントの種類をどこまで明記するか？

- ・パワーハラスメント ※労働施策総合推進法第 30 条の 2(事業主に防止措置義務)
- ・セクシュアルハラスメント ※男女雇用機会均等法第 11 条(事業主に防止措置義務)
- ・マタニティハラスメント ※男女雇用機会均等法第 11 条の 3(事業主に防止措置義務)
- ・介護ハラスメント ※育児・介護休業法第 25 条(事業主に防止措置義務)
- ・モラルハラスメント
- ・アルコールハラスメント

論点 3：適用される対象と範囲

1 ハラスメントの主体（加害者）をどこまで対象にするか？

（例示）

- ・議員
- ・市長、副市長、教育長等の特別職
- ・一般職の職員や会計年度任用職員
- ・有権者

2 ハラスメントの客体（被害者）

主体と同様のものが考えられます。

※ハラスメントの主体を「議員のみ」とする条例が多いです。

論点 4：議長・議員の責務と研修の義務化

ハラスメントに関する認識を深めるため、議会としての予防策をどのように規定するか？

- ・議長の責務
- ・議員の責務
- ・研修（諏訪市議会や柏市議会のように、ハラスメント防止に関する研修の定期的な受講を条例上で「義務」として規定するか？「努力義務」とするか？）

論点 5：相談窓口の設置

被害を受けた際の相談窓口をどこに設置するか？

（例示）

- ・議会事務局（事務局の特定の職員に限るか？）
- ・議長・副議長
- ・外部の専門家（弁護士等）による第三者窓口

※執行部は、人事課と消防総務課が相談窓口（男女1名以上の相談員を任命）になっています。

論点 6：事実調査のための調査機関

相談があった際に、必要に応じて設置する調査機関をどうするか？

（例示）

- ・議会内部の委員会（議会運営委員会等）
- ・外部の専門家（弁護士等）による第三者機関

※執行部は、必要と認めるときは、職員分限懲戒等審査委員会（内部組織）で調査を行います。

論点 7：公表等の措置（罰則や氏名公表）

ハラスメントが認定された場合の対応をどうするか？

- ・ 柏市議会のように、重大なハラスメント事案と認定された場合に「氏名公表」などの措置を規定に盛り込むか？

論点 8：プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者や事案関係者のプライバシー保護規定を設けるか？

- ・ 相談したことによって不利益な取り扱いを受けない旨を明記するか？

諏訪市・長野市・柏市の比較表

種別	諏訪市議会ハラスメント根絶及び防止条例	長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱	柏市議会ハラスメント防止条例
前文	市民から負託を受けた議員は、公共の福祉の増進を図ることを基本とするとともに、その役割を深く自覚し、品位と名誉を守り、本市の発展のために尽力しなければならない。 ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、被害者の心身に影響を及ぼすとともに、職務の遂行を妨げ、市民サービスの低下を招き、ひいては諏訪市議会(以下「議会」という。)に対する社会の信用及び信頼を損なう行為である。そのため、議会は、ハラスメントを防止し根絶することを決意し、この条例を制定する。		議員は市民の負託を受けた代表者であることから、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体ずるとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。 ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。 よって、柏市議会(以下「議会」という。)は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分発揮し、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。
目的	第1条 この条例は、議員によるハラスメントの根絶を目指し、未然防止及び迅速かつ適切な対応を図るための基本事項を定め、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。	第1 この要綱は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)第9条の規定に基づき、長野市議会におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を定め、もって健全な議会活動を確保することを目的とする。	第1条 この条例は、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。
定義	第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ハラスメント 職場等における次に掲げる行為をいう。 ア パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為 イ モラル・ハラスメント 道徳若しくは倫理から外れた言動又は態度により、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為 ウ セクシャル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により、相手方に対して精神的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の職務及び職場環境を害する行為 エ アルコール・ハラスメント 飲酒の強要、飲酒に関する嫌がらせその他の飲酒に関わる迷惑行為 オ その他のハラスメント アからエに掲げるもののほか、社会通念に照らして人権侵害と認められる行為 (2) 議員 諏訪市議会議員をいう。 (3) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第3号の2及び第3号から第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)、同法第22条の2に規定する会計年度任用職員その他市の業務に従事する職員をいう。	第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 議会活動 定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び長野市議会会議規則(昭和42年長野市議会規則第2号)第166条の協議等の場における活動並びに会派による活動並びにそれらに付随する活動をいう。 (2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等をいう。 (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる議会活動における性的な言動及び議員が他の議員を不快にさせる議会活動外における性的な言動をいう。 (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 議会活動における議員に対する次に掲げる事由に関する言動であって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。 ア 妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により議会活動をすることができないこと又は議会活動をすることができなかったこと。 イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること。 (5) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる議会活動上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。 (6) モラル・ハラスメント 議会活動において繰り返し行われる言葉又は態度などによって、議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員の人格若しくは尊厳を害し、又は議員の議会活動を害することとなるようなものをいう。 (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより議員の議会活動が害されること又は苦痛若しくは不利益を受けることをいう。	第2条 この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。 2 この条例において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。第4条第2項を除き、以下同じ。)を害することとなるものをいう。 3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。 4 この条例において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務(議員としての活動を含む。)をすることができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなるものをいう。 5 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいう。

適用範囲	第3条 この条例は、議員が議員、職員、市民等に対して行ったハラスメントに関して生じた問題について適用する。		
議員の責務	第4条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの根絶及び防止に努めなければならない。 2 議員は、自らの行為にハラスメントがあると他の者から疑われたときは、誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 3 次に掲げる行為がハラスメントとなり得ることを十分認識し、誠実かつ適切に議員活動を行わなければならない。 (1) 口頭、電話、文書、ソーシャルネットワークサービス、メール、掲示板等の手段による誹謗、中傷、事実に反する風説の流布等により、相手方の人格若しくは尊厳又は職場環境を害するような行為 (2) 職員に対する過大な要求、長時間の要望、交渉等に伴う拘束その他の行政運営を妨害する行為 4 議員は、ハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し、厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態を口頭又は書面にて報告しなければならない。	第3 議員は、ハラスメントをしてはならない。 2 議員は、ハラスメント防止のために、ハラスメントの内容並びに発生の原因及び背景を十分認識して行動するよう努めなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならぬ。 2 ならない。 4 議員は、議員以外の者に対し、ハラスメントに類する言動を行ってはならない。	第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが職員の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、並びに職員の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。
議長の責務	第5条 議長は、ハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに関する相談又は通報(以下「相談等」という。)を受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。	第4 議長は、健全な議会活動が行えるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が議員等からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処するものとする。	第3条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
相談窓口の設置	第6条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談等に対応し、公正かつ円滑な解決を図るため、議会事務局にハラスメント相談窓口(以下「窓口」という。)を設置する。 2 窓口は、議会事務局局長及び次長(以下「窓口職員」という。)をもって構成する。 3 職員、市民等又は、議員は、議員によるハラスメントを受け、目撃し、又は、把握したときは、窓口相談等を行うことができる。 4 議会事務局次長は、相談等を受けたときは、速やかにその内容を議会事務局長に報告しなければならない。 5 議会事務局長は、前項の規定による報告又は相談等を受けたときは、速やかにその内容を議長に報告しなければならない。	第5 議長は、ハラスメントに係る事案の内容又は状況から判断し必要と認めるときは、申出人及び関係者に対し事情の聴取及び事実の確認を行い、ハラスメントに起因する問題の解決を図るものとする。 2 前項の場合において、議長は、ハラスメントに起因する問題の解決を図るため必要があると認めるときは、長野市議会ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、協議を依頼するものとする。 3 議長は、ハラスメントに起因する問題による直接の被害者のほか、他の議員等からハラスメントに係る相談又は苦情があった場合においても、これに対応しなければならない。	第6条 議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置かなければならない。

事実関係の把握等	第7条 議長は、ハラスメントに関する相談等があったときは、相談者又は通報者若しくは当該事案の関係者(以下「関係者」という。)に対してその事実関係を把握するための調査を行わなければならない。 2 議長は、第1項の規定による調査の補助を窓口職員に行わせることができる。		第7条 議長は、職員又は議員から前条のハラスメント相談窓口にハラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該申出に係る事実関係を把握しなければならない。
審査委員会	第8条 議長は、ハラスメントに関する相談等を解決するために必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮り、専門的知識及び経験を有する者からなる審査委員会(以下「委員会」という。)を速やかに設置し、当該事案について審査を行うことができる。 2 委員会は、公平かつ中立的な立場で審議を行う。 3 委員の人数、任期、選任方法その他必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。		
協力義務	第9条 第7条第1項の規定による調査及び、第8条第1項の規定による審査を行うときは、ハラスメントの関係者は、これに協力しなければならない。		
報告	第10条 委員会は、審査等を終了したときは、その結果を議長に報告するものとする。		
対応措置	第11条 議長は、第7条第1項の規定による調査又は、委員会の審査により議員によるハラスメントが確認・認定されたときは、当該議員に対して調査結果又は、委員会報告の内容を通知し、指導、助言、注意等の必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、調査対象となった関係者に対して、調査結果又は、委員会報告の内容及び講じた措置を通知しなければならない。 3 議長は、ハラスメントが確認・認定されなかったときは、関係者に対して、その結果を通知しなければならない。 4 第1項の規定による措置を実施するときは、ハラスメントの態様、悪質性、継続性等を踏まえ、公平性を確保しなければならない。		

公表等	第12条 議長は、ハラスメントを行った議員に対して必要な措置を講じたときは、直ちに全員協議会を開催し、当該ハラスメントを行った議員の氏名、事案の概要及び講じた措置を報告しなければならない。この場合において、市のホームページ等への公表については、議会運営委員会に諮りその可否を決定する。 2 議員の氏名を公表するときは、認定されたハラスメントの概要と併せて公表するものとする。ただし、ハラスメントの概要を公表することにより、第7条第1項の規定による調査及び、第8条第1項の規定による審査の結果、被害者と認定された者(以下「被害者」という。)が特定されるおそれがあるときは、その一部を公表しないことができる。 3 被害者が公表を望まない旨を意思表示したときは、ハラスメントを行った議員の氏名及びその概要は公表しないものとする。		第8条 前条の場合において、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、議長は、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、別に定めるところにより、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。
プライバシーの保護	第13条 議員、窓口職員及び委員会の委員は、関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。 2 議員、窓口職員及び委員会の委員は、当該事案に関する相談等の対応に際しては、被害者が更なる精神的・社会的被害を受けることのないよう、十分な配慮をもって対応しなければならない。 3 議員及び窓口職員は、当該相談等の調査対象となった関係者を特定する行為を行ってはならない。	第6 ハラスメントに起因する問題に関する相談又は苦情の処理を担当する議長及び委員会の構成員は、関係者のプライバシーを保護し、名誉その他の人権を尊重しなければならない。 第7 第4から前第6までの規定は、第3第4項に規定するハラスメントに類する言動について準用する。	第9条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
調査及び研修等	第14条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を定期的に実施しなければならない。	第8 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。 2 議長は、ハラスメントの防止等のため、議員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。	第5条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。
議長の職務代行	第15条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは、議会運営委員会の委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。		
継続的な検討	第16条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めたときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。		
委任	第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。	第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

補欠当選議員分の政務活動費交付の検討資料

○協議事項 1

補欠選挙で当選した議員に対して、政務活動費を交付するか？

（現在の政務活動費交付条例は、各年度の4月1日を支給基準日としているため、4月1日に在職していない議員分の政務活動費は支給できません。）

次の4つのケースが考えられるため、それぞれ交付するか御協議ください。

- 1 新議員が、既存の会派に所属する場合
- 2 新議員が、無会派議員になる場合
- 3 新議員が、当選後に結成された新たな会派に所属する場合（新議員が会派長）
- 4 新議員が、当選後に結成された新たな会派に所属する場合（既存議員が会派長）

※現在、年度途中に結成された会派には、政務活動費を交付していません。

○協議事項 2

補欠選挙で当選した議員に対して交付する場合に、政務活動費の額は、在職期間に応じて月割りで交付するか？それとも、満額の10万円を交付するか？

※月割りで交付する場合は、議員に就任した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から交付する。

○協議事項 3

月割りで交付する場合に、満額の10万円を月割りにすると、1円未満の端数が生じる。1円未満は切り捨てでよいのか？

※他市では、100円未満を切り捨てにしている例もあります。

令和 8 年第 4 回取手市議会定例会会期日程(案)

12月13日(日)が県議選投票日だった場合

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	11月12日	木		午前9時	三役調整会議
				三役調整会議後	議運招集通知・一般質問通告文書発送
	11月18日	水		午前9時	一般質問通告受付開始
	11月20日	金		午後3時 午後5時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	11月24日	火			定例会告示、議案送付
	11月25日	水		午前10時	議会運営委員会
	11月26日	木		午後1時	提出予定議案オンライン説明
1	12月1日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3 枠）
2	12月2日	水	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
3	12月3日	木	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
4	12月4日	金	休会		議事整理日【県議選告示日】
5	12月5日	土	休会		
6	12月6日	日	休会		
7	12月7日	月	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
8	12月8日	火	本会議	午前10時	議案質疑・付託
9	12月9日	水	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
10	12月10日	木	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
11	12月11日	金	休会		議事整理日
12	12月12日	土	休会		
13	12月13日	日	休会		【県議選投票日】
14	12月14日	月	休会		議事整理日
15	12月15日	火	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
16	12月16日	水	委員会	午前10時	議会運営委員会
17	12月17日	木	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

令和 8 年第 4 回取手市議会定例会会期日程(案)

12月20日(日)が県議選投票日だった場合

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	11月12日	木		午前9時	三役調整会議
				三役調整会議後	議運招集通知・一般質問通告文書発送
	11月18日	水		午前9時	一般質問通告受付開始
	11月20日	金		午後3時 午後5時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	11月24日	火			定例会告示、議案送付
	11月25日	水		午前10時	議会運営委員会
	11月26日	木		午後1時	提出予定議案オンライン説明
1	12月1日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3 枠）
2	12月2日	水	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
3	12月3日	木	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
4	12月4日	金	本会議	午前10時	一般質問（6 枠）
5	12月5日	土	休会		
6	12月6日	日	休会		
7	12月7日	月	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	12月8日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	12月9日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	12月10日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	12月11日	金	休会		議事整理日【県議選告示日】
12	12月12日	土	休会		
13	12月13日	日	休会		
14	12月14日	月	委員会	午前10時	議会運営委員会
15	12月15日	火	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会